

～新城市学校給食費等補助金のお知らせ～

新型コロナウイルス感染症によるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安定して子育てができる環境の整備を図るため、学校給食費等の支援を行います。

1 補助対象期間

令和5年度10月1日から給食等実施終了日まで

(3月分については、令和6年3月1日時点において在学している児童又は生徒が対象です。)

2 補助金額

上限：1食あたり60円×在学日数(※)

※在学日数とは、給食等実施日数とします。

3 申請について

申請は不要です。

※各小中学校の給食運営管理者(学校長)が申請をすることで、補助を受けることができます。

4 その他

その他の補助金等(生活保護法第13条に規定する教育扶助等)で学校給食費等相当額を支給される場合は、補助の対象になりません。

学校給食費の徴収などに関することについては、各小中学校へお問合せください。